

静岡スバル自動車株式会社

第60期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）

貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表	—————	P 2
損益計算書	—————	P 3
重要な会計方針	—————	P 4
貸借対照表注記	—————	P 5
損益計算書注記	—————	P 5
退職給付関係注記	—————	P 6
税効果会計関係注記	—————	P 7

（表紙を含み 全7ページ）

貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
< 流動資産 >	< 2,258,483 >	< 流動負債 >	< 1,688,809 >
現金及び預金	360,642	買掛金	1,131,409
受取手形	45,586	一年以内返済予定長期借入金	103,300
売掛金	641,367	未払金	99,015
商品	816,673	未払費用	37,257
仕掛品	10,218	未払法人税等	3,605
貯蔵品	2,257	未払消費税等	28,826
前払費用	12,863	前受金	44,826
繰延税金資産	140,143	預り金	51,862
未収入金	220,757	賞与引当金	188,706
その他の流動資産	9,208	< 固定負債 >	< 885,515 >
貸倒引当金	1,235	長期借入金	548,400
< 固定資産 >	< 4,520,714 >	退職給付引当金	270,501
(有形固定資産)	(4,056,461)	役員退職慰労金引当金	58,614
建物	938,072	預り保証金	8,000
構築物	126,899	《 負債合計 》	《 2,574,324 》
機械及び装置	84,707	資本の部	
車両運搬具	107,795	< 資本金 >	< 961,000 >
工具、器具及び備品	48,016	資本金	961,000
土地	2,674,089	< 資本剰余金 >	< 827,360 >
建設仮勘定	76,881	資本準備金	827,360
(無形固定資産)	(21,330)	< 利益剰余金 >	< 2,390,230 >
借地権	9,948	利益準備金	240,250
ソフトウェア	3,860	特別償却準備金	10,821
電話加入権	7,521	配当準備積立金	42,000
(投資等)	(442,921)	別途積立金	2,150,000
投資有価証券	146,468	当期末処理損失	52,841
子会社株式	151,392	[うち当期損失]	[129,142]
出資金	280	< 株式等評価差額金 >	< 31,883 >
更生債権等	2,522	株式等評価差額金	31,883
長期前払費用	3,565	< 自己株式 >	< 5,600 >
繰延税金資産	97,304	自己株式	5,600
敷金・保証金	41,510	《 資本合計 》	《 4,204,873 》
その他の投資等	2,400		
貸倒引当金	2,522		
資産合計	6,779,197	負債及び資本合計	6,779,197

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで〕

(単位:千円)

科 目		金 額		
経常損益の部	営業収益		14,571,847	
	売上高	13,885,493		
	その他営業収益	686,354		
	営業費用		14,332,283	
	売上原価	11,968,245		
	販売費及び一般管理費	2,364,037		
	営業利益		239,564	
	営業外損益の部	営業外収益		34,779
		受取利息及び配当金	11,232	
		その他の営業外収益	23,547	
営業外費用			16,490	
支払利息		6,385		
その他の営業外費用		10,104		
経常利益			257,853	
特別損益の部	特別利益		14,617	
	固定資産売却益	14,617		
	特別損失		474,695	
	固定資産売却損	808		
	固定資産除却損	8,982		
	投資有価証券評価損	5,735		
	厚生年金基金脱退に伴う一括拠出金	459,169		
税引前当期損失			202,225	
法人税、住民税及び事業税			6,553	
法人税等調整額			79,636	
当期損失			129,142	
前期繰越利益			119,000	
中間配当額			42,700	
当期末処理損失			52,841	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式...移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ...期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ...移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

車 両 ...個別法による原価法

部 品 ・ 用 品 ...先入先出法による原価法

そ の 他 ...個別法による原価法

仕 掛 品個別法による原価法

貯 蔵 品最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産... 定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法

また、耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

構 築 物 7～50年

機 械 及 び 装 置 2～15年

車 両 運 搬 具 2～6年

工 具 、 器 具 及 び 備 品 2～20年

無 形 固 定 資 産...定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

長 期 前 払 費 用...均等償却

(4) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基に今後の回収可能性を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員の賞与支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。

役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。当引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準によっております。これによる当期の損益に与える影響は軽微であります。なお、当期における貸借対照表の資本の部については、「商法施行規則」(平成14年3月29日法務省令第22号)により作成しております。

(7) 1株当たり当期純利益に関する会計基準等

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同会計基準及び適用指針によっております。なお、これによる影響は「貸借対照表関係注記事項(5)1株当たりの当期損失」に記載しております。

2. 貸借対照表関係注記事項

(1) 親会社に対する短期金銭債務		5,250千円
(2) 子会社に対する短期金銭債権		8,288千円
子会社に対する短期金銭債務		16,740千円
子会社に対する長期金銭債務		8,000千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額		1,818,705千円
(4) 担保に供している資産	建 物	46,983千円
	土 地	243,720千円
(5) 1株当たりの当期損失		22円97銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準等」を適用した場合の 前期の1株当たり当期利益		13円76銭
(6) 保証債務		52,796千円
(7) 商法第290条第1項第6号に規定する配当制限額 資産の時価評価により増加した純資産額		31,883千円

3. 損益計算書関係注記事項

(1) 親会社との営業取引高	売 上 高	7,940千円
	その他営業収益	627千円
	仕 入 高	51,453千円
	そ の 他	33,745千円
(2) 親会社との営業取引以外の取引高	資産等購入高	17,235千円
(3) 子会社との営業取引高	売 上 高	31,187千円
	仕 入 高	171,007千円
	そ の 他	118,327千円
(4) 子会社との営業取引以外の取引高	受取手数料	2,400千円
	受取賃貸料	13,848千円
	そ の 他	175千円

4.退職給付関係注記事項

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。退職一時金制度の一部については、昭和57年3月1日より適格退職年金制度を採用し、平成7年3月1日からは制度対象者を従来の55才達齢者のみから退職者全員に変更し、退職金支給規程に定められた給付の8割を移行しております。

当社は、社員の福利厚生のため厚生年金基金に加入してまいりましたが、昨今の基金運用環境悪化による追加負担の発生と、将来にわたり費用負担が増加する可能性もあることから、平成15年3月31日をもって脱退いたしました。なお、脱退に伴う一括拠出金459,169千円を当期の特別損失に計上しております。

(2)退職給付債務に関する事項(平成15年3月31日現在)

(単位：千円)

退職給付債務	809,810
年金資産	308,351
未積立退職給付債務(+)	501,458
未認識数理計算上の差異	230,957
退職給付引当金(+)	270,501

5. 税効果会計関係注記事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金損金算入限度超過額	65,361千円
繰越欠損金	62,435千円
退職給付引当金	95,949千円
役員退職慰労金引当金	23,152千円
その他	21,435千円
繰延税金資産合計	268,333千円
(繰延税金負債)	
株式等評価差額金	24,886千円
特別償却準備金	5,999千円
繰延税金負債合計	30,885千円
繰延税金資産の純額	237,448千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主な項目別の内訳

法定実効税率	41.1%
(調整)	
住民税均等割等	3.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.4%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.1%

(3) 税効果会計に用いる法定実効税率の変更について

地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成16年4月1日以降解消が見込まれるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前期の41.1%から39.5%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が3,941千円減少し、当期に計上された法人税等調整額が4,784千円、株式等評価差額金が843千円、それぞれ増加しております。